## うるま市消防本部消防同意・消防用設備等設置審査基準

第14 ヒートポンプ冷暖房機(条例第9条の2)

## 第14 ヒートポンプ冷暖房機(条例第9条の2)

## 1 用語の定義

本条のヒートポンプ冷暖房機とは、液体燃料又は気体燃料を使用する内燃機関により、冷媒用コンプレッサーを駆動し、冷媒のヒートポンプサイクルにより冷暖房を行う設備をいうこと。

## 2 条例等の運用

条例、条則及びガス機器基準書によるほか、その取り扱い及び運用については、 次によること。

- (1) 第1項第2号の「防振のための措置」とは、内燃機関の存する床又は台を建築物その他の部分と切り離すか、又はスプリング、ゴム、砂又はコルク等により振動を吸収する構造とすることをいうこと。
- (2) 第1項第3号の「排気筒」とは、内燃機関の排気ガスを排出すための筒をいい、「防火上有効な構造」とは、排気筒の遮熱材を不燃材料にすることの他に、 排気筒を可燃物と接触させないこと及び排気ガスの熱により燃焼するおそれ のある可燃物の付近に排気口を開けないようにすることが含まれること。 第2項の規定より準用することとなる条例第3条第2項第4号の規制につ

第2項の規定より準用することとなる条例第3条第2項第4号の規制については、炭用の掘りごたつにガス又は電気こんろを用いることは禁止されるが、こたつ用電熱器を用いることは差し支えないこと。

(3) 第2項に規定する準用規定は、第2. 炉及び共通事項を準用すること。